



280号

2024年

5月28日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <https://odunion.jp>

メールアドレス info@odunion.jp

目次：1：非常勤講師担当授業の追試における賃金未払い問題概要

1~3：非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の問題作成採点業務への手当支給に関する要求書

3~4：非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書

5~6：過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう周知を促す要求書

7：非常勤講師の皆さんへの組合からの案内 8：サイクリングで里山訪問

非常勤講師担当授業の追試における賃金未払い問題概要

非常勤講師から、追試業務で大学に出てきて業務を行っているにも拘わらず、賃金が支払われていないという相談が組合に寄せられました。非常勤講師は、時給で給料が支払われるため、通常の業務と別の日に業務が発生した場合は、追加でその日の賃金が支払われるはずですが、それが何年間も支払われていないという賃金不払いの違法状態が続いていたのです。組合では、この問題について、2023年11月30日に行われた団体交渉でとりあげ、今後の対応と過去の未払いの対応について交渉を行いました。交渉により、「今後についてはきちんと賃金を支払う」「過去の未払いについても可能な申し出があれば対応する」という回答を得ました。

ところが、交渉後の大学の動向をみると、状況の改善にあまり積極的だとは考えられません。大学は今後の方針として、「追試業務が発生する場合、原則専任教員が代行する」と周知しました。表向きは「非常勤講師の負担を増やさないため」としていますが、人件費の増加を抑えるための策だと思われます。加えて、これでは専任教員の負担が増えるため、新たな問題（裁量労働制の悪用）を生み出します。また過去の未払いへの対応については、申し出があれば対応するとは言っているものの、対応窓口がどこであるのかなどの情報は一切提供されていません。三年間さかのぼって不払い賃金に対応することさえ、非常勤講師に知らされていません。これでは、状況を知らない非常勤講師は泣き寝入りするしかありません。

組合では、団体交渉後この問題に関連して、要求書と質問書を計3本提出し大学に問題への対応を働きかけています。今号の組合だよりでは、それらについて大学からの回答もあわせて紹介し、最後に非常勤講師の皆さんに向けて組合からのサポート情報をご案内いたします。

非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の問題作成採点業務への手当支給に関する要求書

2024年3月27日に「非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の問題作成採点業務への手当支給に関する要求書」を提出しました。

非常勤講師が担当する授業での追試験において、他の専任教員に試験実施を依頼した場合や試験の代わりにレポートを課した場合は、追試やレポートの問題作成と採点業務を非常勤講師が無償で行うこととなります。大学は非常勤講師に対して「問題を提供してください」と明らかに業務を命じているにもかかわらず、労働の対価が支払われないのは問題です。組合は、問題作成と採点について、相当と考えられる手当を設定し、非常勤講師に対して支給することを要求しました。

そして、4月16日に大学から回答がありました。大学の回答は、「他の専任教員が追試験を実施する場合、非常勤講師が試験の問題作成や採点を行う場合があることは想定していませんでした」とのことで、「非常勤講師が追試及びレポートの問題作成及び採点のみ行う際の取り扱いについては、今後整理を行い、対応を検討したいと考えています」とのことでした。組合では、手当の支給について大学の前向きな検討を期待しています。

2024年3月27日
岡大職組申第190号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の
問題作成採点業務への手当支給に関する要求書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業の追試業務に対し賃金が支払われるのは当然であることを確認し、団体交渉後の2023年度3学期に行われた非常勤講師による追試業務では、実際に賃金が支払われたことが確認されました。

その追試において非常勤講師は、試験の実施方法を次の3つから選択することができました。

1. 授業担当教員が試験を実施する。
2. 他の専任教員に試験実施を依頼し、他の専任教員が試験を実施する。
3. 試験の代わりにレポートを課す。

これらの選択肢の中で2や3を選択した場合は、非常勤講師が追試業務で大学に出勤する必要がないため、非常勤講師に賃金は支払われません。しかし、いずれの対応を選択した場合においても追試やレポートの問題作成と採点については、非常勤講師が担当するものとなっています。

特に期末試験の受験延期についての回答票には、選択肢2の注意書きとして「※問題を提供してください」という一文があり、これは明らかな業務命令です。時間給の教職員に対し、お金を払わずに「～してください」と言うことはできません。追試やレポートの問題作成と採点についての業務は、通常の授業や期末試験に必要な業務とは別に追加で発生した業務であり、当然それに対する賃金は非常勤講師に支払われるべきであると考えます。一方で、非常勤講師の賃金は時給で支払われているため、通常の授業や試験業務と異なり、拘束時間の分からない問題の作成と採点に対する賃金を時給換算で決定し支払うことは困難であるものと思われれます。

そこで、追試において他の専任教員に試験実施を依頼したり、試験の代わりにレポートを課したりしたときは、それに伴う問題作成と採点について、相当と考えられる手当を設定し、非常勤講師に対して支給することを要求します。

この要求に対し、4月17日までに文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

令和6年4月16日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）
三村 由香里

非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の
問題作成採点業務への手当支給に関する要求書（回答）

2024年3月27日付け岡大職組申第190号の要求書について、下記のとおり回答しますので、よろしく申し上げます。

記

(要求事項)

非常勤講師担当授業の追試において他の専任教員に試験実施を依頼したり、試験の代わりにレポートを課したりしたときは、それに伴う問題作成と採点について、相当と考えられる手当を設定し、非常勤講師に対して支給すること。

(要求事項についての回答)

非常勤講師については、一月毎に、授業(試験)実施コマ数に応じた総時間数を勤務に従事した時間とし、予定授業数を超えて公欠した学生に対し追試を行った場合も授業(試験)実施時間として給与の支給対象にしているところですが、他の専任教員が追試験を実施する場合、非常勤講師が試験の問題作成や採点を行う場合があることは想定していませんでした。

この度の要求を受けて、非常勤講師が追試及びレポートの問題作成及び採点のみ行う際の取り扱いについては、今後整理を行い、対応を検討したいと考えています。

なお、受験延期についての回答票において、他の専任教員に試験実施を依頼し、他の専任教員が試験を実施する場合に「※問題を提供してください」という一文につきましては、試験期間に実施された本試験問題をご提供いただきたいという趣旨で学務部にて記載しております。追試において改めて異なる問題作成を依頼する趣旨ではありませんでしたが、誤解を招くような文言であるため、今後見直しを検討いたします。

非常勤講師担当授業の追試業務における 未払い賃金対応の連絡に関する質問書

2024年3月27日に「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」を提出しました。

2023年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業で過去の未払いの追試業務について、非常勤講師が届け出を行えば過去三年間については対応するとし、そのことの周知についてどのような形で連絡するかについて検討すると回答しており、その検討結果について質問しました。

そして、4月3日に大学から回答がありました。大学の回答は、事務連絡ですすでに通知しているとのことでしたが、その通知内容は、過去の追試業務に関する言及の全くないものでした。組合は、この回答について大学の態度は業務に従事する非常勤講師に対しあまりに不誠実なものであると考え、大学に抗議し、過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう周知を促す要求書を新たに提出することにしました。

2024年3月27日
岡大職組申第191号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業で過去の未払いの追試業務について、非常勤講師が届け出を行えば過去三年間については対応するとし、そのことの周知についてどのような形で連絡するかについて検討すると回答していますが、検討の結果をお知らせ下さい。

この要求に対し、4月3日までに文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

令和6年4月3日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）

三村 由香里

非常勤講師担当授業の追試業務における未払い
賃金対応の連絡に関する質問書（回答）

2024年3月27日付け岡大職組申第191号の質問書について、以下のとおり回答しますので、よろしくお願ひします。

（質問事項）

2023年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業で過去の未払いの追試業務について、非常勤講師が届け出を行えば過去3年間については対応するとし、そのことの周知についてどのような形で連絡するかについて検討すると回答していますが、検討の結果をお知らせください。

（質問事項についての回答）

令和5年12月13日付け事務連絡「非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払いについて」（別紙）により、総務・企画部人事課長名にて各部局人事担当課長及び事務長宛てに通知しています。

事務連絡

令和5年12月13日

各部局人事担当課長、事務長 殿

総務・企画部人事課長

高杉 規

非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払いについて

標記のことについて、従前より適切に対応をいただいているところですが、改めて下記のとおり通知しますので、よろしくお取り計らい願ひします。

記

本学では、履修者が病気その他やむを得ない事故等により期末試験の受験延期（追試）を希望し、受験延期願等の必要な書類が整う場合には、当該期末試験の受験延期（追試）の資格を得ることが出来ます。

受験延期（追試）の資格を有する学生に対し追試を行う場合、非常勤講師の負担を増やさないよう別の常勤教員や事務職員で対応することが原則ですが、非常勤講師しか対応できない場合には、時間数増加協議もしくは部局の非常勤講師総時間数の範囲で調整の上、追試業務に対する賃金を支払うこととなります。

過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が 申し出られるよう周知を促す要求書

2024年4月19日に「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」に対する大学の回答についての職員組合の見解、及び過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう周知を促す要求書」を提出しました。

3月27日に提出した「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」に対する大学の回答は、質問に対する回答として不十分な内容のものでした。組合としてこれに抗議の意志を表明し、改めて過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう周知を促すことを要求しました。

そして、5月14日に大学から回答がありました。大学の回答は、「非常勤講師の相談窓口、準備書類及び周知方法等について、現在、関係部署間で協議中です」とのことでした。組合では、本件の周知について一刻も早く大学が早急な対応をすることを期待しています。一方で、大学の対応だけでは不十分な可能性があるため、組合でも独自で対応することにしました。詳細は、7頁に掲載します。

2024年4月19日
岡大職組申第192号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」に対する大学の回答についての職員組合の見解
及び過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が
申し出られるよう周知を促す要求書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

3月27日に組合から大学に提出した「非常勤講師担当授業の追試業務における未払い賃金対応の連絡に関する質問書」に対して、4月3日に送られてきた大学からの回答は、「令和5年12月13日付け事務連絡により通知しています」というもので、その事務連絡は内容的に「非常勤講師が追試業務を行うことが可能で、その賃金は支払われます」と書かれているだけのものでした。組合が質問していた過去の追試業務の対応についての言及は全く無く、過去の賃金が支払われていない可能性のある追試業務について、非常勤講師が何処の窓口に応じれば良いのか、非常勤講師が何を準備して問い合わせれば良いのかなど、必要な情報が全く書かれていませんでした。

この事務連絡の内容で、過去の追試業務の対応について、すでに通知済みであると大学が主張するということであれば、それは業務に従事する非常勤講師に対し非常に不誠実な態度であると言わざるを得ません。この通知を持って連絡を済ませたとすることにより、過去の追試業務について問い合わせが行われる件数を最小限におさめようとする大学の意図が透けて見え、大変に残念に思います。今回の回答は、非常勤講師の正当な報酬を得る権利を、あわよくば無かったことにしておもうという、あまりに狭量な大学の姿勢を示すもので、組合として大きな憤りと深い落胆を感じています。

組合は、今回の大学の回答に対し抗議の意志を表明し、大学には誠実な対応をするよう求めます。つきましては、以下のことを要求します。

非常勤講師担当授業の追試業務において過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう、何処に申し出て相談すれば良いのか窓口を明確に示し、非常勤講師が事前に何を準備し

て申し出れば良いのか周知すること。

また、その周知を、非常勤講師にどのような方法でいつまでに連絡するのか明らかにすること。

この要求に対し、5月10日までに文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

令和6年5月14日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）

三 村 由香里

過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう周知を促す要求書（回答）

2024年4月19日付け岡大職組申第192号の要求書について、下記のとおり回答しますので、よろしくお願ひします。

記

（要求事項）

非常勤講師担当授業の追試業務において過去に未払いのあった可能性のある非常勤講師が申し出られるよう、何処に申し出て相談すれば良いのか窓口を明確に示し、非常勤講師が事前に何を準備して申し出れば良いのか周知すること。

また、その周知を非常勤講師にどのような方法でいつまでに連絡するのか明らかにすること。

（要求事項についての回答）

非常勤講師の相談窓口、準備書類及び周知方法等について、現在、関係部署間で協議中です。



あなたも組合の仲間になりませんか？

教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。
加入申し込みは、各単組役員、もしくは右のQRコードからどうぞ。
メールは、info@odunion.jpまで。



主な活動

団体交渉、学長懇談会研究科長・各部長・病院長と交渉、講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、コーラスサークルなど

ユニオン

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください。セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426

非常勤講師の皆さんへの組合からのご案内 ＜不払い賃金請求をサポートします！＞

大学は財政難の対策として、非常勤教員の人件費を抑えることを計画しています。しかし、労働に対する正当な対価は支払われなければなりません。非常勤講師の皆さんは、情報不足により、長年にわたり抗議することができず不当な扱いを受けてきました。弱い立場に付け込んで、正当な賃金を支払わないという不正は許されません。

非常勤講師の皆さん！

過去三年間に、追試業務のために出勤したのに、出勤簿を押させてもらえなかったということはなかったでしょうか。手帳の記録や学生とのメールのやり取りを見直してみてください。特に、コロナ禍で公欠が比較的容易に認められていた2022年度の記録を調べてください。労働者が未払いの賃金をさかのぼって要求できるのは、法的に三年間分だけです。大学は時間が経って、未払い賃金が多いであろう2022年度分が要求できなくなるのを待っているのかもしれませんが。小さな手掛かりでも集めて大学に要求しましょう。ここで泣き寝入りをする、大学はますます非常勤講師の人権を軽視するようになるでしょう。

非常勤講師で組合員の方

- ・ 組合が大学への請求をサポートしますので、お気軽にご連絡ください。また、難しいケースなどは組合の顧問弁護士に相談したり、労働基準監督署に付き添ったりすることも可能です。皆さんのご相談をお待ちしています。

組合員ではない方

- ・ これを機に組合加入をぜひご検討ください。非常勤講師の加入も増えています。立場の弱い非正規雇用の方こそ、組合が必要です。また、組合加入を理由として、雇用主が労働者に不利益な取り扱いをすることは法律で禁じられています。皆さんの加入お申し込みをお待ちしています。



教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。

サイクリングで里山探訪（岡山編）

第6回 昭和の作庭家・重森三玲を訪ねて 高橋裕一郎（理学部職員組合）

最近「ポタリング」という言葉を見聞きすることがあります。和製英語で、散歩するようにのんびりと自転車で走ることだそうです。速さを競ったり、距離をかせいだりするのではなく、風景を楽しみながらいろいろな場所を訪ねるサイクリングのことです。私の楽しみ方と共通しています。

今回は、吉備中央町の重森三玲のゆかりの場所をポタリングしてみました。昭和の作庭家として知られる重森三玲は、吉備中央町吉川地区に生まれ、30代前半に京都へ移り住みました。出生名は計夫（かずお）でしたが、フランスの画家ミレーに因んで改名しました。独学で日本庭園を学び、全国の日本庭園の調査を行い、日本庭園史の研究のさきがけとなる業績を上げた造園学者であり、自ら作庭した庭園が数多くあります。いけばなの革新を唱え、茶道にも造詣が深かったそうです。

重森三玲の作庭で代表作でもある、京都の東福寺・方丈の庭園「八相の庭」と大徳寺・瑞峯院の「独座庭」を訪れたことがあります。伝統的な日本庭園の中に現代的な要素を溶け込ませて、いわゆる和モダンな美しさを楽しませてくれます。



東福寺八相の庭の西庭と大徳寺瑞峯院の独座庭

今回はポタリングなので、車で自転車を宇甘川沿いの吉備中央町立下竹荘公民館駐車場まで運びました。ここまでサイクリングで行くことは、平坦で快適な県道 31 号を宇甘川沿いに走ればそれほど難しくはありません。しかし、このコースは、加茂川の少し上流で落石のため通行止めで、今のところ開通の見通しは立っていません。

下竹荘公民館を出発して、県道 484 号のそれほどきつくない坂を標高 100 メートル登ります。分岐する県道 307 号を進むと、吉備高原都市の外れの田園地帯に真ん中に重森三玲の生家跡にたどり着きます。生家跡は公園のように整備され、残された礎石から大きな家であったことが偲べれます。ここに三玲 18 歳の時に最初に手がけた茶室・天籟庵がありました。現在は重森三玲記念館に移設されましたが、三玲処女作の枯山水の庭園の石組みが残されています。静かな田園の真ん中



三玲の生家跡（左）と茶室の枯山水の庭園（右）

で生活しながら茶室と庭園を設計するとは、三玲はどのような思いで青春時代を過ごしていたのでしょうか。

生家跡から 307 号を 1 キロほど進むと、本殿が重要文化財に指定された吉川八幡に到着します。その境内の角を右に曲がると八幡に隣接して重森三玲記念館があります。記念館の隣に移設された天籟庵があり、枯山水の庭園があります。この



重森三玲記念館の天籟庵と
枯山水の庭園

庭園は少し変わっていて、二色のコンクリートでできています。赤っぽいコンクリートはベンガラを混ぜているそうです。枯山水といえども維持には手がかかるので、手入れをしなくて済む

ようにしたそうです。少し味気ない風情ですが、やむを得ないのかもしれませんが。

さて今度は、吉備中央町賀陽庁舎・友琳の庭に向かいます。来た道を公民館まで戻り、県道 31 号を左折し、しばらく走るとロマン高原かよう総合会館の特徴的な建物が見えてきます。大変ユニークなデザインで、周囲の風景と溶け合っているかどうかよく分かりません。その隣に吉備中央町役場賀陽庁舎があります。2 つの建物に挟まれた空間に京都友琳会館から移築した友琳の庭があります。「友」は友禅染を完成させた宮崎友禅斎から、「琳」は尾形光琳からとったそうです。枯山水と池泉鑑賞式の庭園で、やはり和モダンの心が落ち着く雰囲気醸しています。



賀陽庁舎 友琳の庭

重森三玲は若くして造園に興味を示し、それをライフワークにし、日本庭園に新しい息吹を与えてくれました。吉備中央町のゆかりの場所を訪ねながら、どのようにして和モダンの感覚を自ら育んできたのかを、里山の風景を味わいながら考えるのも楽しいものです。